平成２８年（フ）第９３８号
福岡市早良区室住団地34番404号
破産者　小谷　眞人
1　決定年月日　平成28年９月20日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
福岡地方裁判所第４民事部

平成２８年（フ）第９５２号
（前住所）福岡県春日市下白水南５丁目147番地
破産者　石田　章吾
1　決定年月日　平成28年９月20日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
福岡地方裁判所第４民事部

平成２８年（フ）第９５６号
福岡県大野城市中１丁目５番36号　201号
破産者　平田菜都子
1　決定年月日　平成28年９月20日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
福岡地方裁判所第４民事部

平成２８年（フ）第９６９号
福岡市博多区古門戸町５番２―302号、破産手続開始決定時の住所福岡市東区多の津５丁目５番８―331号
破産者　佐藤　雅智
1　決定年月日　平成28年９月20日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
福岡地方裁判所第４民事部

平成２７年（フ）第１７号
沖縄県石垣市字石垣29番地　10館２―２
破産者　宮良　寿三
1　決定年月日　平成28年９月20日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
那覇地方裁判所石垣支部

平成２７年（フ）第１８号
沖縄県石垣市字大川273番地　みすまるマンション302号
破産者　安田　江美
1　決定年月日　平成28年９月20日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
那覇地方裁判所石垣支部

平成２８年（フ）第５８４号
名古屋市北区上飯田南町４丁目１番地の３
市営上飯田南荘１棟607号
破産者　石田　千帆
1　決定年月日　平成28年９月21日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２７年（フ）第４３８号
大分市大字田尻920番地の68
破産者　中島　博尊
1　決定年月日　平成28年９月21日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大分地方裁判所民事第１部破産再生係

平成２７年（フ）第７４号
茨城県結城市結城9564―６、住民票上の住所栃木県小山市大字雨ケ谷791番地27
破産者　磯部　祐之
1　決定年月日　平成28年９月23日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
宇都宮地方裁判所栃木支部

平成２７年（フ）第６１号
栃木県佐野市金屋仲町2428―１　レオパレスメゾンオール205号室、住民票上の住所群馬県桐生市相生町５丁目569番地
破産者　荻野　正男
1　決定年月日　平成28年９月23日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
前橋地方裁判所桐生支部

平成２８年（フ）第１４号
群馬県桐生市黒保根町八木原59番地、従前の住所埼玉県加須市諏訪１丁目９番２号
破産者　森永　孝行
1　決定年月日　平成28年９月23日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
前橋地方裁判所桐生支部

平成２８年（フ）第３２号
群馬県桐生市相生町２丁目1106番地の５
破産者　岡村　　勉
1　決定年月日　平成28年９月23日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
前橋地方裁判所桐生支部

平成２８年（フ）第１７８号
埼玉県吉川市関新田２丁目106番地６
破産者　千代田允紀
1　決定年月日　平成28年９月23日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
さいたま地方裁判所越谷支部破産係

平成２８年（フ）第２６３号
埼玉県草加市新里町1488番地１　サンプリンセスＹＳ・Ａ―７号
破産者　親松　知則
1　決定年月日　平成28年９月23日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
さいたま地方裁判所越谷支部破産係

平成２８年（フ）第６号
鳥取県倉吉市関金町関金宿867番地20
破産者　金田　憲昭
1　決定年月日　平成28年９月23日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
鳥取地方裁判所倉吉支部

平成２７年（フ）第９２号
山口市大内氷上２丁目３番29号　ヴィラージュゆきＢ101号室、住民票上の住所山口市旭通り１丁目１番10―1105号
破産者　中村　　豊
1　決定年月日　平成28年９月23日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
山口地方裁判所民事部破産係

平成２８年（フ）第１５号
愛媛県南宇和郡愛南町城辺甲70番地
破産者　吉田　　明
1　決定年月日　平成28年９月23日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
松山地方裁判所宇和島支部

平成２８年（フ）第１３１号
鹿児島県鹿児島市下伊敷３丁目22番６号
破産者　溝口　一**德**
1　決定年月日　平成28年９月23日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
鹿児島地方裁判所民事第３部破産係

平成２８年（フ）第５０号
福島県郡山市七ッ池町20番19号
破産者　長谷川祐大
1　決定年月日　平成28年９月26日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
福島地方裁判所郡山支部破産係